山町小田屋敷地内を終点とする延長37.5kmの道路である。本路線は、宮崎県都城市から鹿児島県曽於市を経由して同県志布志市を南北方向に結ぶ幹線道路であり、本件事業は、高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線（以下「宮崎自動車道」という。）の都城インターチェンジを起点とし、一部供用している都城道路を介し、建設中の高速自動車国道東九州自動車道及び九州南部地域における物流拠点である志布志港を終点とする延長約40kmの地域高規格道路「都城志布志道路」（以下「本道路」という。）の一部である。

本路線が通過する鹿児島県志布志市には、港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている志布志港が存するとともに、物流等を担う幹線道路として、本路線及び本路線と並行する県道南之郷志布志線（以下これらを「現道」という。）が存する。配合飼料の主材料であるとうもろこしが、志布志港から主に現道を介して、宮崎県都城市、小林市及び鹿児島県曽於市等の畜産業の盛んな地域に陸送されている。また、木材が、宮崎県都城市及び鹿児島県曽於市等から主に現道を介して、志布志港に陸送されている。加えて、宮崎県都城市、鹿児島県曽於市及び同県志布志市並びにその周辺の宮崎県串間市、鹿児島県曽於郡大崎町及び同県肝属郡東串良町（以下これらの自治体を「本件地域」という。）は、農業及び水産業が盛んな地域であり、農産物及び水産物等を、主に現道を介して、宮崎自動車道の都城インターチェンジからの陸送もしくは志布志港からの航送により大阪方面等へ多く出荷されている。

しかしながら、現道は、宮崎県の県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年宮崎県条例第65号。以下「宮崎県条例」という。）及び鹿児島県の県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年鹿児島県条例第61号。以下「鹿児島県条例」という。）に定める最小曲線半径及び道路幅員等を満たさない区間が多数存し、また、自然災害による通行止めが度々生じている。さらに、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通が輻輳し、一部区間において慢性的な交通混雑が発生している。

平成22年度道路交通センサスによると、県道志布志福山線の自動車交通量は鹿児島県志布志市伊崎田地区で9,718台/日であり、混雑度は1.30となっている。

本件事業の完成により、本道路が整備されることにより、本件地域内の広域交通ネットワークが形成されることで、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化等が図られるとともに、現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の解消が図られ、また、現道における災害危険箇所及び線形不良箇所等を解消する新たな道路が整備され、現道の機能を代替・補完することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、平成17年２月から平成25年１月にかけて大気質、騒音及び振動等について環境影響評価を実施し、その後、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に得られた知見等を踏まえて、平成27年12月に起業者が任意で環境影響評価の照査を実施しており、本件事業の供用後の大気質、騒音、振動及び工事中の振動については、いずれの項目においても環境基準等を満足している。なお、工事期間中の建設機械の稼働に係る大気質（粉じん等）については、環境基準目標を超える値が見られるものの、工事工程の平準化による集中回避、法面の早期緑化、散水、仮囲い設置等の措置を講じ、また、工事車両の運行に係る大気質（粉じん等）については、環境保全措置としてタイヤ洗浄の措置を講じ、さらに、建設機械の稼働に係る騒音については、規制基準を上回るものの防音シート設置の措置を講ずることにより、それぞれ環境基準等を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の環境影響評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているシマアオジ、オオウラギンヒョウモン、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツマグロキチョウ、チュウヒ、タイワンツバメシジミ本土亜種、シルビアシジミ、シジミガムシ、ニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、タマシギ、サンショウクイ、ヤマトシマドジョウ、ミナミメダカ、コガタノゲンゴロウ、マルタニシ、マシジミ、ノレンコウモリ、ミゾゴイ、トモエガモ、ウズラ、ハネビロエゾトンボ、ハウチワウンカ、イトアメンボ、タガメ、ウラナミジャノメ本土亜種、ダイコクコガネその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、また、植物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるカワゴケソウ、ウスカワゴロモ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているムギガラガヤツリ、アツカワオオイシソウ、オキチモズク、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒメノボタン、スズメハコベ、イズハハコ、キンラン、ハナガガシ、ノカラマツ、キンチャクアオイ、イヌノフグリ、バアソブ、マルバテイショウソウ、ヤマコンニャク、キシュウナキリスゲ、オオイシソウその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外については、保全措置の実施により影響が回避・低減されるものと予測されている。

主な保全措置として、宮崎県内では、コガタノゲンゴロウの誘引防止のため、道路照明を設置する場合には光漏れの少ない灯具や昆虫誘引効果の少ない低圧ナトリウムランプを使用するなどの対策を講じ、ヤマトシマドジョウ、コガタノゲンゴロウ、マルタニシの生息する水路とその周辺水路に対しては、地下水流動阻害の低減策を講ずるとともに流量等のモニタリングを行うこととしている。また、鹿児島県内では、工事実施前には、小動物を対象とした生息状況変化のモニタリングを行い、また、工事により生育地が消失するヒメノボタンについては、株移植を実施することとしている。さらに、カワゴケソウ及びウスカワゴロモについては、生息地の保全のために、河川を橋梁で渡河させることとし、土工事の期間中には、沈砂池等の設置により水域への濁水流出を防止することで生育環境を保全することとしている。加えて、今後工事による改変箇所及びその周辺で、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が宮崎県内で15箇所、鹿児島県内で21箇所存在するが、このうち、宮崎県内の７箇所、鹿児島県内の12箇所については既に発掘調査等が完了しており、適切な措置が講じられている。残る宮崎県内の８箇所、鹿児島県内の９箇所についても、今後、宮崎県教育委員会及び鹿児島県教育委員会と十分に協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、本道路の一部として、本件地域内の広域交通ネットワークの形成、現道の交通混雑の解消、災害危険箇所及び線